

1. 総合計画とは

これからの10年間のまちづくりを、「²地方自治の本旨」に則して「こういうまちにしたい」、そのために「こうしていこう」ということを示すもの。

¹「まちづくり」とは、道路や公園、建物と言った物質的な創造だけではなく、社会、経済、文化、環境等、町民生活の根幹を構成するあらゆる要素をも含む八重瀬町の福祉向上にむけた活動とします。

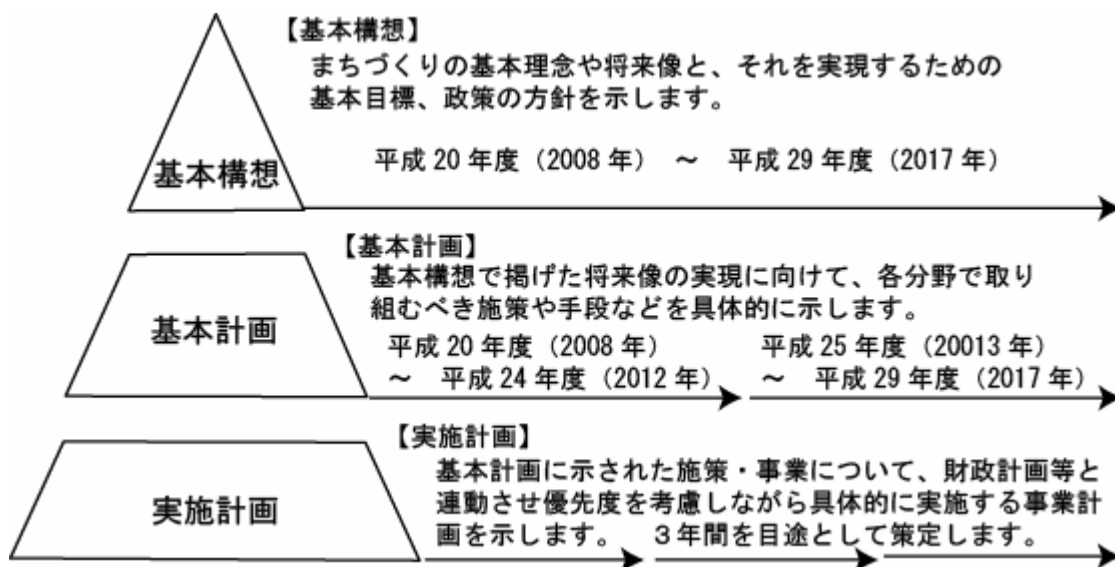
²「地方自治の本旨」とは憲法第92条「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」とあり、次の二つの面があると言われています。

団体自治/地域のことはその地域を治める団体が、この権限と責任において自主的に処理すること
住民自治/地域のことはこの地域の住民の意思に基づいて行うこと(住民の民主的参加)

総合計画(基本構想)は、「³地方自治法第2条第4項」の規定に基づき、議会の議決を経て策定するもので、八重瀬町の行政計画で最も上位に位置づけられる計画です。

³「地方自治法第2条第4項」市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

「まちづくりの基本理念」に則して「八重瀬町の目指す将来像を掲げ」と「将来像を実現するために取り組む基本目標」、「基本目標の達成に向けた施策の方針」を総合的かつ体系的に示し、まちづくりを計画的に行うための指針として策定します。



本計画の策定に当たっては、八重瀬町の歴史、文化、地理的条件、将来人口、財政状況、社会動向、まちの課題等を踏まえた上で、町民アンケートやまちづくり地域ワークショップ及び合併後の新町の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的に策定した「新町建設計画」並びに合併協定項目で確認した「合併の理念」を基本としています。

八重企第389号
平成20年2月6日

八重瀬町長 中 村 信 吉 殿

八重瀬町町章・町花等検討委員会
委員長 金城 繁 雄
【公印省略】

八重瀬町町民憲章について (答申)

平成18年6月21日付八重瀬町諮問第2号により、当委員会に諮問のありました八重瀬町町民憲章について、慎重な審議を重ねた結果、下記のとおり「町民憲章」を成案とすることになりましたので、ここに答申いたします。

なお、町民憲章を制定するにあたり、その目的を推進するための協議会等を設置しその施策を展開することを要望します。

記

八重瀬町町民憲章

(前文)

八重瀬町は、沖縄本島の南に位置し、八重瀬岳のふもとに広がる恵まれた自然や先人たちが築き上げてきた悠久の歴史、伝統文化が息づくまちです。

わたしたち八重瀬町民は、その誇りと責任をもち、心豊かで明るく活力あるまちづくりをめざし町民憲章を定めます。

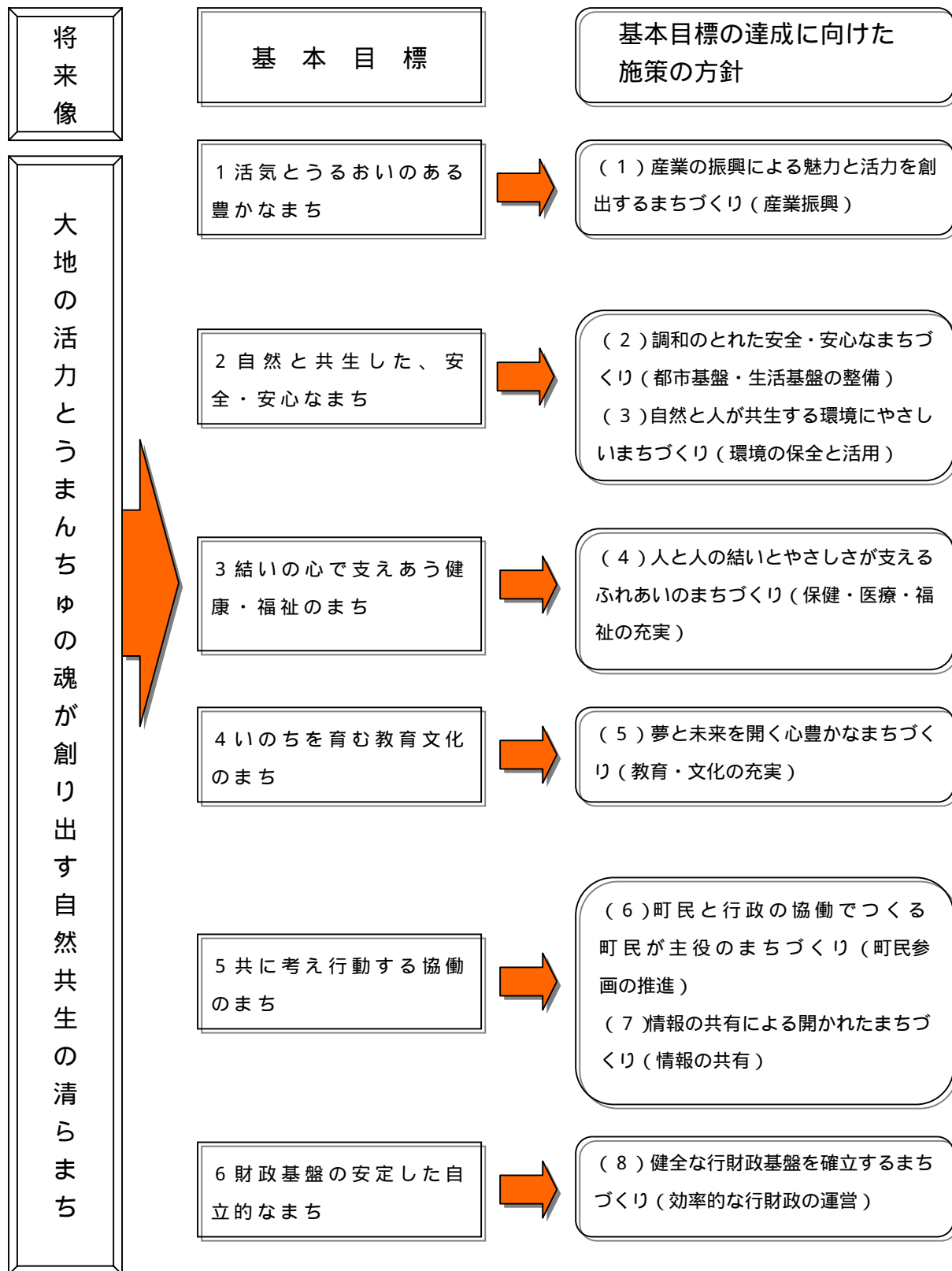
(本文)

- 一、わたしたちは 自然を守り育て、住みよいまちをつくります。
- 一、わたしたちは いのち、ふれあいを大切に、思いやりのあるまちをつくります。
- 一、わたしたちは 心とからだをきたえ、健康で明るいまちをつくります。
- 一、わたしたちは 歴史を学び、平和で、文化のかおるまちをつくります。
- 一、わたしたちは 働くよろこびと若い力が育つ、活気あふれるまちをつくります。

第2章 基本方針

1. まちづくりの体系

まちの将来像とそれを実現するための基本目標、目標の達成に向けた施策の方針を体系的に示します。



合併（協議）の基本理念に関すること（協定項目1）

合併（協議）の基本理念に関することについて、次のとおり提案する。

- 1、合併は住民本位による合併（協議）であること。
- 2、合併による広域的発展を視野におきつつ、構成町村の均衡（平等）ある発展を希求すること。
- 3、合併による住民サービスの低下を招かない行財政の健全運営を推進する合併であること。
行政運営（事業実施）の優先度を明確にし、財政破綻を招かないこと。
合併特例債は有効に活用するものとし、将来の財政負担を勘案し、節度ある活用にとどめること。
- 4、積極的な情報の公開により、住民との情報の共有を図ること。
- 5、構成町村の課題を共有し、譲り合う心をもった英知ある合併（協議）であること。
- 6、合併を契機に、地方自治の原点に立った行財政改革を行うこと。

用語説明

ほん い【本位】

基本とする標準。中心になるもの。

き きゅう【希求・冀求】

願いもとめること。

えい ち【英知・叡知・叡智】

深遠な道理をさとりうるすぐれた才知

平成16年11月15日
東風平町・具志頭村合併協議会
会長 金城 榮幸